

Q. 平成18年の労務に関する法改正の予定について教えて下さい

●介護保険料率の改定

(実施時期↓平成18年3月)

*1. 23%

・会社負担↓0. 615%

・本人負担↓0. 615%

給与計算においては、料率の登録変更を忘れずに行いましょう。

※健康保険組合については、各組合によって異なりますので、別途ご確認ください。

●厚生年金保険料の改定

(実施時期↓平成18年9月)

*14. 642%

・会社負担↓7. 321%

・本人負担↓7. 321%

給与計算においては、料率の登録変更を忘れずに行いましょう。

●労災保険料の変更(18年4月以降)

本年4月から労災保険料率が改定されます。従来、5

1種類に分類されていた事業が54種類になりました。

保険料は15の事業で据え置き、13の事業で引き上げ、

23の事業で引き下げとなり、平均で0.3/1000の引き下げとなりました。

①卸・小売業、飲食業、不動産業等の事業が独立

労災保険の事業の種類で、「その他の各種事業」に含ま

れていた卸・小売業、飲食業、不動産業などが分離さ

れ、別個の事業の扱いとなりました。

・金融業、保険業又は不動産業・・・4. 5/1000

・卸売業、小売業、飲食店・宿泊業・・・5/1000

・通信業、放送業、新聞・出版業・・・4. 5/1000

なお、その他の各種事業の料率は4.5/1000に

引き下げられました。

②労災保険料率の変更されました。

数多くの業種で変更がありましたので、この紙面では省略させて頂きます。年度更新事務では確定保険料については旧保険料率を、概算保険料については改定保険料率を使用しますのでお間違いのないように。

③労務費率表の変更
一部事業の種類で変更がありました。紙面の都合上省略します。

●厚生年金の加入対象を従業員15人以上に拡大

社会保険庁は4月から、厚生年金と中小企業の会社員らが加入する政府管掌健康保険に未加入の企業や個人を強制的に加入させる措置を強化します。現在は従業員20人以上の事業所が強制加入の対象ですが、15人以上に広げることです。

●報酬の支払基礎日数の変更

(実施時期↓平成18年7月)

健康保険・厚生年金保険法の報酬支払の基礎となった日数が本年7月より、20日以上から17日以上へと変更となります。従って、平成18年度以降の定時決定については、4月、5月、6月の報酬支払の基礎となった日数に17日未満の月がある場合には、その月を除いて決定することになります。

また、本年7月以降に行われる随時改定については、昇級又は降給により、固定的賃金の変動のあった月以降(平成18年4月以降)継続した3ヶ月間のいずれの月も報酬支払の基礎となった日数が17日以上必要となります。

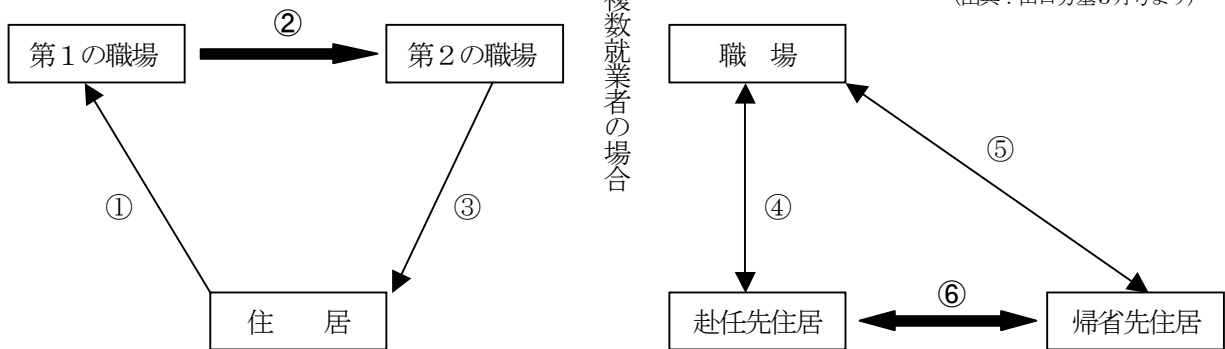
●高齢者雇用安定法の段階的施行(18年4月以降)

紙面の都合上省略します。内容については本紙バックナンバーをご参照下さい。

●通勤災害保護制度の拡大(本年4月)

*単身赴任者の場合

(出典：山口労基3月号より)



保険関係の処理は、②を第2の職場への出勤と捉え、第2の職場において行う

- 改正後、保護対象とする部分・・・②、⑥
- 現行制度の保護対象部分・・・①、③、④、⑤

*複数就業者の場合